

佐賀県告示第三百三十九号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県土地利用基本計画の佐賀市に係る都市地域及び小城市に係る都市地域の一部を別図（変更概要図）のとおり変更する。

